

滋賀県地域防災計画計画（風水害等対策編） 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由
	共通		
	（災害対策本部 健康医療福祉班に属する） 保健医療調整本部 保健医療活動 保健医療活動〇〇（チーム、ニーズ等）	保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動 保健医療福祉活動〇〇（チーム、ニーズ等）	【健康医療福祉部】
	土木交通部砂防課	土木交通部流域政策局	組織改編により流域政策局に統合
	新型コロナウイルス感染症を含む感染症	感染症	【防災危機管理局】 表現の修正
	性的指向・性自認	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	【複数所属】 表現の修正
	第1章 総 則		
	第3節 地勢と気象		
	第2 気象		
	1 概要		
P11	（省略） 災害の原因となった気象要素を調べると、台風によるものが最も多く、次いで前線、低気圧、季節風の順となっており、死者と全壊家屋を伴うような大災害は殆んど台風を原因としている。月別の発生状況では、大半が6月から9月までの間に発生しており、6月、7月は主として梅雨前線によるものであり、8月、9月は台風によるものである。なお、1月、2月に季節風による大雪、2月には融雪洪水による被害	（省略） 災害の原因となった気象要素を調べると、台風によるものが最も多く、次いで前線、低気圧、季節風の順となっており、死者と全壊家屋を伴うような大災害は殆んど台風を原因としている。月別の発生状況では、大半が6月から9月までの間に発生しており、6月、7月は主として梅雨前線によるものであり、8月、9月は台風によるものである。なお、 <u>12月</u> 、1月、2月に季節風による大雪、2月には融雪洪水によ	【彦根地方气象台】 過去には年末寒波による大雪がある。令和3年12月26日～27日の北部と東近江を中心とした大雪は過去事例として登録しているため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	も発生している。	る被害も発生している。	
P11	(2) 本県の河川はいずれも小河川で、天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水の小規模水害が起りやすく、また洪水波の下流への到達が非常に早い。	(2) 本県の河川はいずれも小河川で、天井川や下流にいくに従って分流し幅の小さくなる、いわゆる尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水の小規模水害が起りやすく、また洪水波の下流への到達が非常に早い。	【彦根地方气象台】 固有の河川名と区別するため
P11	(3) 大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。	(3) 大型台風が本県の南側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。	【彦根地方气象台】 東側を北東に進むときは、北寄りの風となり湖北での雨となるため。
	2 滋賀県の気象		
P11	(1) 気温 (中略) これによると最も低いのは、甲賀市の山間地帯で、最も高いのは琵琶湖上を含めた中部、南部の平野部で、その差は約4℃である。	(1) 気温 (中略) これによると年平均気温の平年値で、最も低いのは信楽で12.6℃、最も高いのは大津で15.1℃と2.5℃の差が生じている。	【彦根地方气象台】 第1図から「琵琶湖上」の気温及び4℃差はどの値を指して記述しているかわからないため。
	(2) 降水量 降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350 mm (12月) を超えており、南部は60~70 mm (1月) 内外で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量の平年値分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、2,800 mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000~2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市付近で約1,500 mmになっている。なお雨量は湖東、湖西の山間部にとくに多い。 次に、大雨の記録として、日雨量1位は彦根	(2) 降水量 降水量は、冬季は季節風の影響で北部山岳地帯にとくに多く、350 mm (12月) を超えており、南部は60~70 mm (1月) で北部と南部で大きな相違がある。第2図の年降水量の平年値分布図によると、長浜市北部山間地帯に最も多く、2,800 mmを超え、次いで湖西と湖東の山間地帯で2,000~2,500 mm、最少地帯は湖南の東近江市付近で約1,500 mmになっている。 次に、大雨の記録として、日雨量1位は彦根596.9 mm (明治29年9月7日) で、この年の9	【彦根地方气象台】 大津と長浜では日降水量200 mm以上の記録がないため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>596.9 mm（明治 29 年 9 月 7 日）で、この年の 9 月の総雨量は 1,018.8 mm で県内各地に未曾有の大水害を起こした。<u>その他各地とも日雨量 200 mm 以上の大雨の記録がある。</u></p>	<p>月の総雨量は 1,018.8 mm で県内各地に未曾有の大水害を起こした。<u>大津と長浜を除いた地点では日雨量 200 mm 以上の大雨の記録がある。</u></p>	
P12	<p>(3) 積雪 本県北部は多雪地域で、とくに山間地帯では降雪日数は <u>50～60 日に及んでいる</u>。しかし湖岸平野地帯では <u>30～40 日で南西部に向って少なく、大津付近が最少域で 20 日未満になっている</u>。 ア 長浜市山間地帯の積雪日数は <u>80～120 日</u> で、これらの地方では降雪日数の <u>2 倍の期間雪</u> におおわれていることになる。 イ 湖南での積雪日数は <u>10 日にみたく、北部の多雪地帯と 100 日に及ぶ大きな相違を示している</u>。 ウ 県総面積の <u>3 分の 1 は年間 60 日位、2 分の 1 は 30 日位積雪</u> におおわれていることになる。</p>	<p>(3) 積雪 本県北部は多雪地域で、とくに山間地帯では降雪日数 <u>(3 cm 以上) は平年値で 40～50 日に及んでいる</u>。しかし <u>北部の湖岸平野地帯では平年値で約 15～25 日である</u>。 ア 長浜市山間地帯 <u>(柳ヶ瀬) の積雪日数 (5 cm 以上) は平年値で 66.6 日</u> で、これらの地方では降雪日数の <u>約 1.5 倍の期間雪</u> におおわれていることになる。 イ 湖南での積雪日数は <u>観測記録がないので不明ではあるが、北部の多雪地帯と大きな相違がある</u>。 ウ 県総面積の <u>2 分の 1 は年間 30 日位、県北部の山間部では年間 60 日位は積雪</u> におおわれていることになる。</p> <p><u>(表)降雪日数、積雪日数の平年値の挿入</u></p>	【彦根地方気象台】 データに基づく再整理
P12	<p>(4) 風 <u>風も地形の影響を受けて、かなり複雑で、風速は比較的弱い</u>が、冬季は北西の季節風が、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋ではそれらの季節風の交替期で、北西風、南東風が半々ぐらいになっているが、<u>やや北西風がまさっている</u></p>	<p>(4) 風 <u>風速は比較的弱い</u>が、<u>風向は地形の影響を受けて</u>冬季は北西の季節風が、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋ではそれらの季節風の交替期で、北西風、南東風が半々ぐらいになっているが、<u>やや北西風がまさっている</u>。</p>	【彦根地方気象台】 表現の修正

頁	修正前	修正後	修正理由
	る。		
	3 気象と災害		
	(1) 台風災害 (省略) (ア) 本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に暴風となる。	(1) 台風災害 (省略) (ア) 本県の西の至近距離を北東進する大型台風は、特に南東の風が強く暴風となる。	【彦根地方气象台】 暴風時の風向は重要であるため
	(2) 大雨災害（台風によるものを除く） ア 発生の条件 梅雨末期から夏期にかけ、滋賀県附近に前線があつて活動が活発になると局地的な豪雨を降らすことがある。気圧配置に特別の型はないが、前線を狭んで寒気流と暖気流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜半から明け方にかけて降る頻度が多くなっている。雨の分布は風速が弱いため台風のよう <u>に</u> 地形的特徴がみられず、予報は非常に難しい。	(2) 大雨災害（台風によるものを除く） ア 発生の条件 梅雨末期から夏期にかけ、滋賀県附近に前線があつて活動が活発になると局地的な豪雨を降らすことがある。気圧配置に特別の型はないが、前線を狭んで寒気移流と暖気移流の接衝が激しく、また日本の南方海上に台風が存在して南海上から非常に湿った空気が流れ込んでいることが多い。そして前線が南下するときに強雨が降り、夜遅くから明け方にかけて降る頻度が多くなっている。雨量の分布は前線や低気圧の位置により異なるが、特に、日本海に停滞する前線上の低気圧が東北東に進む場合は、大阪湾から流入する南西の風により、京阪神から滋賀県にかけて雨雲が線状化し、非常に激しい雨や猛烈な雨となる場合がある。また、前線が長時間停滞する場合は、総雨量が多くなるため、土砂災害や洪水害に警戒を要す	【彦根地方气象台】 今ある知見で特徴的なものを記述
	イ 過去の主な災害例 (イ) 昭和 28 年 8 月 14～15 日の多羅尾の局地豪雨	イ 過去の主な災害例 (イ) 昭和 28 年 8 月 14～15 日の多羅尾の局地豪雨	【彦根地方气象台】 県 HP との整合

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>(省略)</p> <p><u>14日9時～15日9時の日雨量は、滋賀県南部では250mm以上に達し、しかもその大半は15日朝方の数時間の間に降った。</u></p>	<p>(省略)</p> <p><u>滋賀県南部では、8月14日夜遅くから15日朝にかけて大雨となった。</u>14日9時～15日9時の日雨量は、滋賀県南部では250mm以上に達した。</p>	
	<p>(カ) 平成30年9月4～5日台風第21号による暴風</p> <p>8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30日15時には非常に強い勢力となり、31日09時には猛烈な勢力に発達した。</p> <p>その後、北上を続け、非常に強い勢力を保ったまま9月4日12時頃徳島県南部に上陸し、14時頃には兵庫県神戸市付近に再上陸し、15時には日本海海上へ抜けた。</p>	<p>(カ) 平成30年9月4～5日台風第21号による暴風</p> <p>8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、30日09時には非常に強い勢力となり、31日09時には猛烈な勢力に発達した。</p> <p>その後、北上を続け、非常に強い勢力を保ったまま9月4日12時前徳島県南部に上陸し、14時前には兵庫県神戸市付近に再上陸し、15時には日本海海上へ抜けた。</p>	<p>【彦根地方气象台】 確定値に基づく修正</p>
	<p>(3) 大雪</p> <p>ア 発生の条件</p> <p><u>西高東低の冬型気圧配置が発達し、北寄りの季節風が強くなると日本海側、そして滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。</u></p> <p><u>特に小さい低気圧が日本海を東進した直後によく降り、そのあと冬型が持続すると積雪量は多くなる。</u></p>	<p>(3) 大雪</p> <p>ア 発生の条件</p> <p><u>冬型の気圧配置が強まり、北寄りの季節風が強くなると日本海側、そして滋賀県北部でも大雪を降らせることがある。</u></p> <p><u>特に、日本海で形成された日本海寒帯気団収束帯(JPCZ: Japan sea Polar air mass Convergence Zone)が滋賀県まで南下し、停滞すると大雪になることがある。</u></p>	<p>【彦根地方气象台】 最近の大雪は、JPCZによる大雪事例が多いため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	第2章 災害予防計画		
	第1節 水害予防計画		
	第2 水害防止計画		
	1 計画方針		
P25	(追加)	<u>道路管理者は、アンダーパス（交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺より低くなっている道路）における冠水対策等の水害防止対策を行うものとする。</u>	【道路保全課】 防災基本計画の修正による
	2 現況		
P25	(追加)	<u>県管理道路におけるアンダーパス 箇所</u>	
	3 事業計画		
P25	(追加)	<u>道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設の整備や補修等を推進するとともに、冠水時には通行止め措置などを迅速に行い、人や車両等の進入防止に努めること。</u> <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立や通行障害が長期化しないよう、洗堀防止等の対策を推進するものとする。</u>	
	第2節 土砂災害予防計画		
	第1 地すべり対策（土木交通部、農政水産部、琵琶湖環境部）		
	3 事業計画		
P27	(2) 農政水産部、琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管分のうち、大津市の上仰木地区および雄琴地区は、 <u>V</u> 期事業の計	(2) 農政水産部、琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管分のうち、大津市の上仰木地区および雄琴地区は、 <u>VI</u> 期事業の計	【農村振興課】 V期事業からVI期事業へ移行

頁	修正前	修正後	修正理由
	画に基づき地すべり防止工事を実施する。また、Ⅰ期～Ⅳ期事業で造成した地すべり防止施設の長寿命化対策工事を実施する。	画に基づき地すべり防止工事を実施する。また、Ⅰ期～Ⅴ期事業で造成した地すべり防止施設の長寿命化対策工事を実施する。	
	第2 土石流対策（土木交通部）		
	2 現況		
P27	（省略） このため本県においては、令和3年度末現在で1,423箇所、32,976haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	（省略） このため本県においては、令和4年度末現在で1,429箇所、32,980haの溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに、砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の扞止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきているが、未対策の溪流も多く残されている。	【砂防課】 時点修正
	第3 急傾斜地の崩壊対策（土木交通部）		
	2 現況		
	（省略） 令和3年度末現在で530箇所、726.0haの急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	（省略） 令和4年度末現在で538箇所、739.0haの急傾斜地崩壊危険区域を指定し、管理の強化・対策施設の整備等を進めている。	【砂防課】 時点修正
	第4 総合土砂災害対策（土木交通部）		
	2 現況		
	土砂災害防止法の施行に先立ち平成11年から12年に実施した概略調査により、 <u>県域に以下の土砂災害危険箇所を抽出し、</u> 市町への情報提供やホームページへの掲載等により注意喚起を行っている。	土砂災害防止法の施行に先立ち <u>概略調査により抽出した土砂災害危険箇所、土砂災害防止法に基づく基礎調査により指定した土砂災害警戒区域について、</u> 市町への情報提供やホームページへの掲載等により注意喚起を行っている。	【砂防課】 R6年度から警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域を使用し、土砂災害危険箇所は使用しない旨通知があったが

頁	修正前	修正後	修正理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所 2,719 箇所 ・土石流危険溪流 2,129 箇所 ・地すべり危険箇所 62 箇所 <p>これら多数の危険箇所における計画的な対策施設整備に併せて、警戒避難体制の整備のためのソフト施策を実施している。</p>	<p><u>土砂災害危険箇所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊危険箇所 2,719 箇所 ・土石流危険溪流 2,129 箇所 ・地すべり危険箇所 62 箇所 <p><u>土砂災害警戒区域</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土石流 2,545 箇所 ・急傾斜地の崩壊 4,210 箇所 ・地滑り 78 箇所 <p>これら多数の危険箇所、<u>区域</u>における計画的な対策施設整備に併せて、警戒避難体制の整備のためのソフト施策を実施している。</p>	<p>(R5.11.10_国水砂第208号)、当面の間、土砂災害危険箇所のHP等による情報提供を継続する。</p>
	3 事業計画		
P28	<p>(3) 土砂災害防止法に基づく対策令和2年度末現在の指定状況は下記のとおり。 ※箇所数の変更なし</p>	<p>(3) 土砂災害防止法に基づく対策令和4年度末現在の指定状況は下記のとおり。 ※箇所数の変更なし</p>	【砂防課】 時点修正
	第9 地籍調査事業（総合企画部）		
	2 現況		
P31	<p>しかし、本県の進捗率は令和3年度末で13%と全国平均52%を大きく下回っている。</p>	<p>しかし、本県の進捗率は令和5年度末で13%と全国平均53%を大きく下回っている。</p>	【県民活動生活課】 時点修正
	3 事業計画		
	(1) 啓発活動		
P31	<p>市町は自治会要望に基づき調査を実施しているため、調査の推進には県民の認知度を高める必要がある。このため、県内の市役所、町役場</p>	<p>市町は自治会要望に基づき調査を実施しているため、調査の推進には県民の認知度を高める必要がある。このため、県内の市役所、町役場</p>	【県民活動生活課】 新しい取組の追加

頁	修正前	修正後	修正理由
	や図書館等の公共施設でのパネル展示や自治会等への出前講座などの啓発を行う。	や図書館等の公共施設でのパネル展示や <u>SNS 等の情報発信</u> 、自治会等への出前講座などの啓発を行う。	
	第 10 危険な盛土等への対策（知事公室・総合企画部・琵琶湖環境部・農政水産部・土木交通部）		
	1 計画方針		
P31	<u>令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、盛土による災害防止のための盛土総点検を行った。総点検の結果、危険が確認された盛土について、自治体による速やかな是正指導を行う。</u>	<u>危険な盛土等による災害から国民の生命および財産を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」に基づき、一定規模以上の盛土等を規制する。また、安全性が確認できない盛土等について、土地所有者等に対策を求める。</u>	【住宅課】 防災基本計画の修正、および、盛土規制法に基づき令和 7 年 4 月から規制開始するため
	2 現況		
P32	<u>総点検を実施した 303 箇所のうち、人家等への影響が懸念され、是正措置が必要な盛土は 1 箇所となっている。</u>	<u>令和 5 年度、中核市である大津市を除く管内において、既存盛土の分布を把握する基礎調査を実施した結果、既存盛土が 756 箇所確認され、そのうち 1 箇所は応急対策が必要と判明した。</u>	【住宅課】 防災基本計画の修正、および、盛土規制法に基づき令和 7 年 4 月から規制開始するため
	3 事業計画		
P32	<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日より県内全域を規制区域とし、規制区域で行われる盛土等については許可等が必要となる。また、許可をしたときおよび届出を受理したときは、工事主の氏名や名称、位置図等を公表する。</u> <u>管内の既存盛土に関する調査を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。</u> <u>危険が確認された盛土等について、盛土規制</u>	【住宅課】 防災基本計画の修正、および、盛土規制法に基づき令和 7 年 4 月から規制開始するため

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。さらに、当該盛土について、対策が完了するまでの間、市町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	
	第5節 防災知識普及計画		
	第1 防災知識普及計画（各機関）		
	2 事業計画		
	(5) 言い伝えや教訓の継承		
P38	県、市町、各防災関係機関（以下、県等という。）は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	県、市町、各防災関係機関（以下、県等という。）は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、県民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。	【近畿地方測量部】 防災基本計画の修正による
	第6節 気象等観測業務計画		
	第2 現況		
P42	4 積雪観測所 （中略） 西日本高速道路株式会社 19箇所 彦根地方气象台 4箇所	4 積雪観測所 （中略） 西日本高速道路株式会社 4箇所 彦根地方气象台 5箇所	【西日本高速道路株式会社関西支社】 【彦根地方气象台】 最新の箇所数に修正
	5 風速観測所	5 風速観測所	

頁	修正前	修正後	修正理由
	西日本高速道路株式会社 16箇所	西日本高速道路株式会社 13箇所	
P42	2 水位観測所 水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は 106 箇所である。	2 水位観測所 水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は 111 箇所である。	【流域政策局】 箇所数精査、ダム観測所追加
	第 11 節 電力・ガス施設災害予防計画		
	第 1 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社）		
	3 事業計画		
P51	(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項 関西電力および関西電力送配電は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。	(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項 関西電力および関西電力送配電は、 <u>それぞれの</u> 会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023 年 7 月）との文言統一による
P51	ウ 雪害対策 (イ) 送電設備 鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リンド等）を実施する。	ウ 雪害対策 (イ) 送電設備 鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。	
P52	(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項 カ 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニタ	(1) 電力設備の災害予防措置に関する事項 カ 土砂崩れ対策 土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニタ	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023 年 7 月）との文言統一による

頁	修正前	修正後	修正理由
	一の活用等により、被害の未然防止に努める。 なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力業者へのPRを徹底する。	一の活用等により、被害の未然防止に努める。なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力 <u>会社</u> へのPRを徹底する。	
P52	<p>(2) 防災業務施設および設備の整備</p> <p>イ 通信連絡施設および設備</p> <p>(ア) 通信連絡施設および設備</p> <p>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>a 無線伝送設備</p> <p>(a) マイクロ波無線等の固定無線<u>施設</u>および設備</p> <p>(b) 移動無線設備</p> <p>(c) 衛星通信設備</p> <p>b 有線伝送設備</p> <p>(a) 通信ケーブル</p> <p>(b) 電力線搬送設備</p> <p>(c) 通信線搬送設備、光搬送設備</p> <p>c 交換設備（防災関係機関との直通電話含む。）</p> <p>d IPネットワーク設備</p> <p>e 通信用電源設備</p>	<p>(2) 防災業務施設および設備の整備</p> <p>イ 通信連絡施設および設備</p> <p>(ア) 通信連絡施設および設備</p> <p>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備</p> <p><u>(通信事業者からの提供回線含む)</u>の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。</p> <p>a 無線伝送設備</p> <p>(a) マイクロ波無線等の固定無線<u>回線</u></p> <p>(b) 移動無線設備</p> <p>(c) 衛星通信設備</p> <p>b 有線伝送設備</p> <p>(a) 通信ケーブル</p> <p>(b) 電力線搬送設備</p> <p>(c) 通信線搬送設備、光搬送<u>回線</u></p> <p>c 交換設備（防災関係機関との直通電話<u>を</u>含む。）</p> <p>d IPネットワーク設備</p> <p>e 通信用電源設備</p>	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による
P53	キ その他災害復旧用施設および設備	キ その他災害復旧用施設および設備	【関西電力送配電株式会社】

頁	修正前	修正後	修正理由
	電気施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、リスト化するよう努めるとともに、整備・点検を行う。	重要 施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。	関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による
P53	(3) 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力および関西電力送配電は、災害に備え、次の事項を実施する。 イ 復旧用資機材等の輸送 ウ 復旧用資機材等の整備点検 エ 復旧用資機材等の広域運営 オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。 カ 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に仮置場について、非常事態時での借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	(3) 復旧用資機材等の確保および整備 関西電力および関西電力送配電は、災害の 発 生に備え、次の事項を実施する。 イ 復旧用資機材の輸送 ウ 復旧用資機材の整備点検 エ 復旧用資機材の広域運営 オ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平 常 時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。 カ 復旧用資機材等の仮置場の確保 災害発生時に仮置場の借用交渉を行うことは、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による
P54	(4) 電気事故の防止 イ 広報活動 （ア）電気事故防止PR b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに 当社事業所 に通報すること。	(4) 電気事故の防止 イ 広報活動 （ア）電気事故防止PR b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに 送配電コンタクトセンター に通報すること。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による
P54	(イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインタ	(イ) PRの方法 電気事故防止PRについては、平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、 ホームページ	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7

頁	修正前	修正後	修正理由
	一ネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。	<u>ジ</u> およびSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。	月)との文言統一による
	第12節 鉄道施設災害予防計画		
	第14節 自主防災組織整備計画		
P61	(追加)	エ 女性の参画の促進 自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようようにすること。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにすること。	【静岡大学池田教授】 内閣府男女局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」における記載より。 性別で決めつけず、より性別役割に捉われない若い世代にも参加の道を開くことが必要
	第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化		
	2 具体的施策の展開		
	(1) 要配慮者の避難体制の構築		
	オ 安否確認体制の整備 (省略) (追加)	(省略) (オ) 県や市町は避難行動要支援者のリストなどを、被災時に当該自治体および関係支援団体(DMAT、DHEATなどの支援組織や応援自治体職員など)とどのように共有するかなど、情報の利用が迅速にできるよう体制を構築する。	【草津保健所】
	(3) 避難所における要配慮者への配慮		

頁	修正前	修正後	修正理由
P69	<p>(省略)</p> <p>市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>(省略)</p> <p>市町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災基本計画の修正による。</p>
(5) 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策			
P69	<p>県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・<u>性自認</u>に関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。</p>	<p>県、市町は、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・<u>ジェンダーアイデンティティ</u>に関する配慮するよう努める。</p> <p>(省略)</p> <p><u>また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p>	<p>【人権施策推進課】</p> <p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」R5.6 公布・施行に準拠</p> <p>【防災危機管理局】</p> <p>防災基本計画の修正による</p>
P69	(追加)	<u>(6) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u>	
	(追加)	<p><u>ア 在宅避難者</u></p> <p><u>市町（県）本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置</u></p>	<p>【防災危機管理局】</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町（県）本部は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>イ 車中泊避難者</u></p> <p><u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	
	(追加)	(7)障害者の防災情報取得等に関する施策の推進	【防災危機管理局】

頁	修正前	修正後	修正理由
	(追加)	<p><u>県および市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>県および市町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
	第3章 災害応急対策計画		
	第1節 防災組織整備計画		
	第1 組織計画（知事公室）		
	1 計画方針	1 計画方針	
	災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。	<p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。また、災害対策本部等が円滑に活動できるようマニュアル等を整備する。</p> <p><u>災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。</u></p>	【防災危機管理局】 令和6年能登半島地震を踏まえ、庁内の災害対応体制の強化が必要であるため
	2 滋賀県の組織		
	(2) 滋賀県災害対策本部		

頁	修正前	修正後	修正理由
	ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準 (ア) 設置基準 (追加)	<u>f 大規模な災害のおそれがあり、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき。</u>	【防災危機管理局】 災害発生のおそれ段階で、本部設置が必要となる場合があるため
	第2 動員計画		
	2 滋賀県の動員		
	(ア) 本庁各部局の勤務時間外における災害警戒時の配備人員		
P76	(表中)災害警戒準備体制 耕地・農村振興 <u>1</u> 流域政策局 <u>3</u> 砂防課 <u>1</u>	耕地・農村振興 <u>(1)</u> 流域政策局 <u>4</u>	【関係各課】 災害警戒準備体制の見直しによる 【流域政策局】 組織改編による
P76	(表中)災害警戒体制・災害警戒本部 広報 <u>1</u> ② 企画調整 <u>1</u> ② 健康福祉政策 <u>2</u> ④ 農政 <u>2</u> ② 流域政策局 <u>6</u> 砂防課 <u>2</u>	広報 ② 企画調整 ② 健康福祉政策 ② <u>健康危機管理 ②</u> <u>子ども若者政策・私学振興 ①</u> 農政 ② 流域政策局 <u>8</u>	【関係各課】 災害警戒体制時の体制見直しによる 【流域政策局】 組織改編による
	(イ) 地方機関の勤務時間外における災害警戒時の配備人員		
P76	(表中) 土木事務所 災害警戒準備体制 <u>6</u>	災害警戒準備体制 <u>4</u>	【流域政策局】 標準人数を変更したため

頁	修正前	修正後	修正理由
	災害警戒体制 <u>12</u> 災害警戒本部 <u>12</u>	災害警戒体制 <u>8</u> 災害警戒本部 <u>8</u>	
	(表中) 農業農村振興事務所 災害警戒準備体制 <u>1</u> 災害警戒体制 <u>2</u> 災害警戒本部 <u>3</u>	災害警戒準備体制 <u>(1)</u> 災害警戒体制 <u>2</u> 災害警戒本部 <u>2</u>	【農政課】 災害警戒体制の見直しによる
	第2節 情報計画		
	第1 災害情報通信計画		
	2 計画の内容		
	(5) 防災関係機関との情報交換、報告		
P81	(表中) (近畿農政局滋賀県拠点) 農政水産部農業経営班 (農業経営課)	農政水産部 <u>みらいの農業振興班</u> (<u>みらいの農業振興課</u>)	【防災危機管理局】 組織改編による
	第2 気象予警報伝達計画 (彦根地方气象台、近畿地方整備局、県知事公室、県土木交通部)		
	2 計画の内容		
P83	(1) 注意報、警報等の種別 ア 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪、 波浪 、 高潮 が… イ 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、 波浪 、 高潮 によって… ウ 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、 波浪 、 高潮 によって… 大雨注意報(土砂災害)、洪水注	(1) 注意報、警報等の種別 ア 特別警報 大雨、大雪、暴風、暴風雪が… イ 警報 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって… ウ 注意報 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって… 大雨注意報、洪水注意報は警戒レベル2であ	【彦根地方气象台】 「警報・注意報基準一覧表(滋賀県)」には、波浪・高潮が存在しないため 大雨注意報には土砂、浸水の区別は無いため

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>意報は警戒レベル2である。</p> <p>(中略)</p> <p>ク 記録的短時間大雨情報 滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>府県気象情報の一種として発表される。</u></p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、<u>警報の「危険度分布」</u>で確認する必要がある。</p> <p>ケ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、<u>雷注意報が発表されている状況下において</u>竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。</p> <p>コ 洪水予報 (中略)</p>	<p>る。</p> <p>(中略)</p> <p>ク 記録的短時間大雨情報 滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な<u>雨(1時間降水量)</u>を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)<u>され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に</u>府県気象情報の一種として発表される。</p> <p>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所について、<u>キキクル</u>で確認する必要がある。</p> <p>ケ 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、滋賀県南部、北部で発表される。</p> <p>コ 洪水予報 (中略)</p>	<p>キキクルが追加されたため</p> <p>雷注意報が発表されていなくても発表される場合があるため</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	また、瀬田川、野洲川下流については、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後に河川氾濫の危険が迫っている場合に、洪水予報（臨時）として「河川氾濫に関する情報」を発表する。	また、瀬田川、野洲川下流については、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、 <u>臨時の指定河川洪水予報が発表される。</u>	
	(2) 気象予警報の伝達経路		
	(伝達経路図)	(伝達経路図) <u>携帯電話事業者からの伝達経路を削除</u>	【彦根地方気象台】 令和3年10月に終了しているため
	第3 災害広報計画（各機関）		
	2 計画の内容		
	(2) 防災関係機関における広報		
P91	ウ 関西電力送配電株式会社滋賀支社 テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により <u>県民への周知に努める。</u>	ウ 関西電力送配電株式会社滋賀 本部 <u>事実に基づく正確な情報を</u> テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、 <u>ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート</u> 等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により <u>直接当該地域へ周知する。</u>	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による
	第4節 災害救助保護計画		
	第1 災害救助法の適用計画		
	2 災害救助法の適用基準		
	エ 災害が隔絶した地域に発生したものである	エ 災害が隔絶した地域に発生したものであ	【湖東土木事務所】

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣 府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合。</p> <p>(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 1 条) 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(施行令第 1 条第 3 号) オ多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府 令で定める基準に該当する場合。(施行令第 1 条第 4 号) (2)災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p> <p>ア 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号) イ災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等についての特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)</p>	<p>る等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合。(施行令第 1 条第 3 号)</p> <p>(ア) 被災者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年内閣府令第 68 号第 1 条)</p> <p>オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第 1 条第 4 号)</p> <p>(ア) 災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号)</p> <p>(イ) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。(平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条第 2 号)</p> <p>(2)災害が発生するおそれがある場合 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく特定災害対策本部等を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、当該所管区域内の市町において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p> <p>(法第 2 条第 2 項) オ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合。(施行令第 1 条第 4 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年政令第 285 号による災害救助法施行令の改正および平成 12 年厚生省令第 86 号の廃止に伴う平成 25 年内閣府令第 68 号の制定により、「災害にかかった者」が「被災者」へ改められたため。 ・平成 25 年内閣府令第 68 号第 2 条各号で規定する基準は、施行令第 1 条第 1 項第 4 号に規定する内閣府令で定める基準に該当するため。 ・法第 2 条第 2 項の文言との整合を図るため。
(2)	救助の実施に関し、知事の職権の一部の委	(2)救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととさ	【湖東土木事務所】

頁	修正前	修正後	修正理由
	任を受けた市町長は、その職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。	れた市町長が、その事務を執行したとき、市町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。	平成11年法律第87号による災害救助法の改正の際、「職権の一部を委任された」が「権限に属する救助に関する事務の一部を行う」に改められたため。
	5 災害救助法による救助の実施（健康福祉政策課）		
P96	ア 災害が発生した場合の救助（中略） （ク）被災した住宅の応急修理（中略）	ア 災害が発生した場合の救助（中略） （ク）被災した住宅の応急修理 <u>a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> （中略）	【住宅課】 災害救助事務取扱要領等（令和5年6月）による
	第2 避難救出計画（知事公室、健康医療福祉部、土木交通部、教育委員会、県警察、陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊）		
	2 計画の内容		
	(4) 避難場所・避難所の開設および避難誘導等		
P101	ア 避難場所・避難所の開設 （ア）市町本部は…（省略）	ア 避難場所・避難所の開設 （ア）市町本部は…（省略） <u>各避難所運営管理者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による

頁	修正前	修正後	修正理由
	ア 避難場所・避難所の開設 (ア) 市町本部は…(省略)	ア 避難場所・避難所の開設 (ア) 市町本部は…(省略) また、 新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。) 発生時における被災に備えて、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、(省略)	【健康危機管理課】 防災基本計画の修正による
	(9) 避難所の運営		
P107	(省略) <u>(新規)</u> オ 県本部の措置 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、市町本部から要請があった場合および大規模災害時には、広域避難計画に基づきその実施を進める。 カ 開設期間 災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市町長は知事の事前承認(内閣総理大臣の同意を含む)を受けなければならない。	(省略) <u>オ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ</u> <u>各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</u> カ 県本部の措置 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、市町本部から要請があった場合および大規模災害時には、広域避難計画に基づきその実施を進める。 キ 開設期間 災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、延長する必要がある場合には、市町長は知事の事前承認(内閣総理大臣の同意を含む)を受けなければならない。	【生活衛生課】 防災基本計画の修正による
P108	2 食料供給計画において配慮すべき事項 (4)食料の調達・給与にあたっては、粉ミルク	(4) 食料の調達・給与にあたっては、粉ミルク	【子ども若者政策・私学振興課】 令和6年2月定例会議一般質問の答

頁	修正前	修正後	修正理由
	等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品に配慮する。	ク・ <u>液体ミルク</u> 等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障害者等に適した食品、アレルギー疾患者に適した食品に配慮する。 <u>なお、授乳支援等においては、授乳アセスメントシートの活用により普段の授乳方法や希望等を聞き取るなど、母親や乳幼児に必要な配慮に努める。</u>	弁を反映
	第6 生活必需品等供給計画（健康医療福祉部、	商工観光労働部）	
	なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。	なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも <u>配慮し、製品の選定にあたって女性職員や防災会議の女性委員の意見を聞くものとする。</u>	【静岡大学 池田教授】 実際に品目を選定する際に、男性だけで選んでいるために、普段なら絶対使わないような生理用品が備蓄されているというような例があるため
	第7 住宅応急対策計画（知事公室、土木交通部、健康医療福祉部）		
	2 計画の内容		
	(2) 被災した住宅の応急修理		
P110		<u>ア 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(ア) 対象者</u> <u>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u> <u>(イ) 応急修理</u> <u>市町本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</u> <u>災害救助法が適用された場合、県本部は、被災</u>	【住宅課】 災害救助事務取扱要領等（令和5年6月）による

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p>ア 対象者 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p>イ 応急修理 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</p> <p>ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法</p>	<p><u>した住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</u></p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u> <u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(ア) 対象者</u> 災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p><u>(イ) 応急修理</u> 市町本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。 災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市町本部にその業務を委任することができる。</p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。	による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 7 条による。	
	第 9 保健医療救護計画		
	2 保健医療調整本部	2 保健医療福祉調整本部および保健医療福祉調整地方本部	
P113	保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療活動の総合調整を行うため、健康医療福祉部に「保健医療調整本部」を設置する。 (追加)	保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、 <u>災害対策本部の健康医療福祉部内</u> に「保健医療福祉調整本部」を設置する。 <u>保健医療福祉調整本部は、健康医療福祉部の各班および災害医療コーディネーター等の関係者で構成し、健康危機管理課に事務局を置き、部内各班で運営を行う。</u> <u>また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各健康福祉事務所（保健所）で活動する。</u> <u>なお、保健医療福祉調整本部は、次の業務を行う。</u> <u>(1) 保健医療福祉活動チーム等の派遣調整</u> <u>(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携</u>	【健康危機管理局】 令和 4 年 7 月 22 日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>(3) 保健医療福祉活動に係る情報整理および分析</u> <u>(4) 保健医療調整地方本部の支援および調整</u> <u>(5) その他、保健医療福祉活動に係る総合調整</u>	
	保健医療調整本部組織図	<u>保健医療福祉調整本部組織図</u>	
	3 計画の内容	2 計画の内容	
	(1)医療救護活動計画		
P113	<p><u>県</u>本部ならびに市町本部、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれのフェーズに応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。</p> <p>ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本部の立ち上げ ②災害医療コーディネーターの登庁 ③情報の収集 ④災害派遣医療チーム（DMAT）派遣要請（他府県含む） 	<p><u>保健医療福祉調整</u>本部ならびに市町本部、病院および有床診療所（以下、「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とし、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれのフェーズに応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示す。</p> <p>ア 第1フェーズ（発生から3時間程度）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>保健医療福祉調整</u>本部の立ち上げ ②災害医療コーディネーターの登庁 ③情報の収集 ④災害派遣医療チーム（DMAT）派遣要請（他<u>都道</u>府県含む） 	<p>【健康危機管理局】</p> <p>令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し</p>
P114	<p>イ 第2フェーズ（3日以内）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害派遣医療チーム(DMAT)の活動調整 ②医療救護班派遣要請 ③他府県への支援要請 ④（略） 	<p>イ 第2フェーズ（3日以内）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①災害派遣医療チーム(DMAT)の活動調整 ②医療救護班派遣要請 ③他府県への支援要請 ④（略） 	<p>【健康危機管理局】</p> <p>令和5年8月31日付け「災害支援ナース活動要領（案）」による。</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	(追加)	⑤災害支援ナースの派遣要請 ⑥災害時感染制御支援チーム (DICT)等の派遣の要請・調整	
P114	ウ 第3フェーズ (4日～2週間) ①医療救護班の派遣、こころのケアチーム (DPAT) の派遣調整 ②他府県からの医療救護班の受入要請	ウ 第3フェーズ (4日～2週間) ①医療救護班の派遣、こころのケアチーム (DPAT)、 <u>災害支援ナースの派遣</u> の派遣調整 ②他 <u>都道府</u> 県からの医療救護班の受入要請	【健康危機管理局】 令和5年8月31日付け「災害支援ナース活動要領 (案)」による。
	(2)医療救護体制		
P116	<u>県</u> 本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護、助産救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、助産救護班の派遣要請を行うものとする。 医療救護、助産救護班の派遣要請を受けた医療関係団体等は、救護班を速やかに編成し救護所等 <u>指定場所</u> で救護活動を行う。	<u>保健医療福祉調整</u> 本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護活動が可能な医療機関を把握する。また、市町本部の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護班の派遣要請を行うものとする。 医療救護班の派遣要請を受けた医療関係団体等は、救護班を速やかに編成し、 <u>救護所等の指定された場所</u> で救護活動を行う。	【健康危機管理局】 令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し 【医療政策課】 避難所での助産救護活動は実施しないため
	(3)災害派遣医療チーム (DMAT) および医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣と業務	(3)災害派遣医療チーム (DMAT) および医療班、こころのケアチーム <u>災害医療ナース</u> の派遣と業務	【看護協会】 本文に記載があるものの表題にないため
P116	<u>県</u> 本部は、速やかに災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、助産救護、こころのケアチームに関する要請があったとき、または医療、助産救	<u>保健医療福祉調整</u> 本部は、速やかに災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請を行うとともに、市町本部から医療、こころのケアチームに関する要請があったとき、または医療、こころ	【健康危機管理局】 令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく

頁	修正前	修正後	修正理由
	護、こころのケアチームを必要と認めるときは、各医療関係団体および、関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣を要請するものとする。	のケアチームを必要と認めるときは、各医療関係団体および、関係機関に医療班、こころのケアチームの派遣を要請するものとする。	く体制の見直し 【医療政策課】 避難所での助産救護活動は実施しないため
	イ 災害医療コーディネーター		
P115	医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、 <u>県</u> 本部および地方本部において、災害医療を指揮統括する。	医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、 <u>保健医療福祉調整</u> 本部および地方本部等において、災害医療を指揮統括する。	【健康危機管理局】 令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し
P115	エ 医療、助産救護班、こころのケアチーム	エ 医療班、こころのケアチーム、 <u>災害支援ナース、災害時感染症制御支援チーム (DICT)等</u>	【健康危機管理局】 令和5年8月31日付け「災害支援ナース活動要領(案)」による。
P115	各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として市町本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。 (ア) 省略 (イ) 助産救護班の業務 a 分娩の介助 b 分娩前後の処理 c 衛生材料の支給 (ウ) こころのケアチーム (DPAT) の業務 (省略) 追加	各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として市町本部が設置する救護所等において医療活動を行う。 (ア) 省略 (<u>イ</u>) こころのケアチーム (DPAT) の業務 (省略) (<u>ウ</u>) <u>災害支援ナースの業務</u> <u>a 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供</u> <u>b 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える</u>	【医療政策課】 避難所での助産救護活動は実施しないため

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>(エ) 災害時感染制御支援チーム (DICT)の業務</u> <u>a 避難所等における衛生環境の維持</u> <u>b 被災地 ICT(院内感染対策) チームの支援</u>	
	(5)保健活動等		
P116	ウ <u>DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)</u> 派遣	ウ <u>災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)</u> 派遣	
P117	エ 保健師派遣 (表中) (i)発災直後の混乱期(~7日目) a <u>災害医療</u> 本部・ <u>災害医療</u> 地方本部とともに救護活動を行う	a <u>保健医療福祉調整</u> 本部・ <u>保健医療調整</u> 地方本部とともに救護活動を行う	【健康危機管理局】 令和4年7月22日付け厚生労働省「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」に基づく体制の見直し
	(7) 県立病院の医療救護活動		
P117	滋賀県立総合病院および県立病院2センターは、県本部の指示、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護活動を行う。	滋賀県立総合病院および <u>精神医療センター</u> は、県本部の指示、または災害の状況により病院長が必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救護活動を行う。	【病院事業庁】 令和7年1月1日に総合病院と小児保健医療センターを統合するため。
P117	(表) 滋賀県立総合病院 班数 <u>2</u> 医師 <u>2</u> 人 看護師 <u>4</u> 人 事務(運転) <u>2</u> 人 計 <u>8</u> 人	(表) 滋賀県立総合病院 班数 <u>3</u> 医師 <u>3</u> 人 看護師 <u>6</u> 人 事務(運転) <u>3</u> 人 計 <u>12</u> 人 <u>小児医療保健センターを削除</u>	【病院事業庁】 令和7年1月1日に総合病院と小児保健医療センターを統合するため。
	(9) 独立行政法人国立病院機構の医療助産活動		

頁	修正前	修正後	修正理由
P118	イ 連絡系統 県保健医療調整本部 077-528- <u>3625</u>	イ 連絡系統 保健医療福祉調整本部 077-528- <u>3616</u>	
	第5節 交通規制計画		
	2 計画の内容		
	(1) 交通状況の把握		
P125	県警察本部は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。	県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知器、 <u>光ビコーン</u> 等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する <u>ものとする。</u>	【滋賀県警察交通規制課】 他計画との整合
	第6節 交通輸送計画		
	第1 道路交通対策計画		
	2 計画の内容		
	(1) 交通規制		
P127	エ 各機関別実施の要領 ((ア)～(ウ)省略) (エ) 警察(災害対策基本法関係) (省略) b 緊急通行車両の確認 <u>県警察本部(交通規制課)または県(防災危機管理局)は、緊急通行の交通需要をあらかじめ</u>	エ 各機関別実施の要領 ((ア)～(ウ)省略) (エ) 警察(災害対策基本法関係) (省略) b 緊急通行車両の確認 <u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車</u>	【滋賀県警察交通規制課】 災害対策基本法施行令の改正および警察庁通達の改正に伴う制度変更のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>め把握し、かつ災害発生時における確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付するなど、緊急通行車両等事前届出制度の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>災害発生時においては、県警察本部交通規制課または警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書および標章を交付する。</u></p>	<p><u>両を使用する者から、災害発生より前に、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。</u></p> <p><u>災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標章を交付する。</u></p>	
	(2) 緊急輸送のための交通の確保		
P130	<p>イ 道路啓開等</p> <p><u>(ア) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 国土交通大臣は、道路管理者である県および市町に対し、知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</u></p>	<p>イ 道路啓開等</p> <p><u>道路管理者は、道路啓開計画に基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行うものとする。</u></p>	【防災危機管理局・道路保全課】 滋賀県域道路啓開計画の策定による

頁	修正前	修正後	修正理由
	第7節 防疫および保健衛生計画		
	第1 防疫計画		
	2 計画の内容		
	(4) 市町が行う防疫活動の種別と方法		
P132	<p>キ 避難所の防疫指導等 (省略)</p> <p>また市町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。</p>	<p>キ 避難所の防疫指導等 (省略)</p> <p>また市町は自らが設置する避難所に隣接して、<u>被災者支援等の観点から</u>愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。</p>	【生活衛生課】 防災基本計画の修正による
	(新規)	<p>(4) 帰宅困難者対策</p> <p>災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者および観光客、通勤・通学者が帰宅困難者となることが想定される。</p> <p>このため、県本部は市町本部や鉄道事業者等と協力し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。</p> <p>また、平常時から、県内外への移動者および企業・学校・施設等に対し、一斉帰宅の抑制や災害時の情報収集手段等、対策に係る周知啓発に努める。</p> <p>具体的実施事項については、(震災対策編)第3章 第27節 帰宅困難者対策計画に準じるものとする。</p>	【西日本旅客鉄道株式会社】 帰宅困難者に関するガイドライン策定を受けた修正が必要ではないか。

頁	修正前	修正後	修正理由
	第10節 鉄道施設応急対策計画		
	第1 JR 施設応急対策計画		
	2 計画の内容		
P142	<p>(対策本部および復旧本部の設置等)</p> <p>対策本部および復旧本部の設置、廃止は、関係指令員が協議のうえ決定し、本部長の承認を得るものとする。</p> <p>(対策本部の業務) 省略</p> <p>(復旧本部の業務)</p> <p>復旧本部長は、事故が発生したときは直ちに現場に急行し、事故に対する救護、復旧に着手する。</p>	<p>(対策本部の設置等)</p> <p><u>対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、安全推進部長が決定し招集を指示するものとする。</u></p> <p>(対策本部の業務) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p>	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規程の改定による
P142	<p>(1) 対策本部等の種別、設置標準および招集範囲(体制表) 省略</p> <p>※ 召集範囲は本部員の班別構成標準による。</p> <p>※ 上記を標準として<u>関係課室長、駅区所長</u>は、種別毎の招集者を定めておくこと。</p>	<p>(1) 対策本部等の種別、設置標準および招集範囲(体制表) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※ 上記を標準として<u>統括本部内関係各長</u>は、種別毎の招集者を定めておくこと。</p>	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規程の改定による
P143	<p>(2) 部外協力要請機関および要請分類</p> <p>イ 西日本旅客鉄道株式会社 (表中)</p> <p><自衛隊、警察本部、府県、鉄道警察></p> <p>要請担当：<u>企画課長</u> <u>駅業務課長</u></p> <p><消防署、警察署、市町、病院等></p>	<p>(2) 部外協力要請機関および要請分類</p> <p>イ 西日本旅客鉄道株式会社 (表中)</p> <p><自衛隊、警察本部、府県、鉄道警察></p> <p>要請担当：<u>経営企画部企画担当部長</u> <u>駅業務部長</u></p> <p><消防署、警察署、市町、病院等></p>	【西日本旅客鉄道株式会社】 組織改正および社内規程の改定による

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>(記事追加)</u></p> <p><私鉄等> 要請者：<u>大阪総合指令所長</u> 要請担当：<u>大阪総合指令所長</u></p> <p><航空会社等その他交通機関> 要請担当：<u>企画課長</u></p> <p><レッカー等～タンクローリー所有会社> 記事： 脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときは<u>レッカー車所有会社</u>に出勤を要請する。</p> <p><その他> 要請担当：<u>関係課長</u></p>	<p><u>大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する</u></p> <p><私鉄等> 要請者：<u>近畿総合指令所長</u> 要請担当：<u>近畿総合指令所長</u></p> <p><その他交通機関> 要請担当：<u>経営企画部企画担当部長</u></p> <p><レッカー等～タンクローリー所有会社> 記事： 脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときは<u>レッカー車</u>に出勤を要請する。</p> <p><その他> 要請担当：<u>関係部長</u></p>	
	第11節 電力・ガス施設応急対策計画		
	第1 電力施設応急対策計画（関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社）		
	2 計画の内容		
	(3) 災害時における広報		
	<p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>	<p>イ 広報の方法</p> <p>広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、<u>ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート</u>等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>	<p>【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」（2023年7月）との文言統一による</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
	(4) 要員の確保		
	ア 対策組織要員の確保 (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報に留意し、対策組織の設置に備える。	ア 対策組織要員の確保 (ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報、 <u>その他の情報</u> に留意し、対策組織の設置に備える。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
	イ 復旧要員の広域運営 関西電力および関西電力送配電は、他電力会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	イ 復旧要員の広域運営 関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、 <u>他送配電事業者</u> および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	
	(5) 災害時における復旧用資機材の確保		
P146	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、 <u>舟艇</u> 、ヘリコプター等により行う。	イ 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ <u>関西電力および関西電力送配電</u> と調達契約をしている <u>協力</u> 会社の車両、 <u>船艇</u> 、ヘリコプター等により行う。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
	(9) 災害時における自衛隊の派遣要請		
P146	被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して <u>自衛隊の派遣を要請する</u> 。	被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、県知事に対して、 <u>関西電力および関西電力送配電が自衛隊による支援を受けることが可能となるよう依頼する</u> 。	【関西電力送配電株式会社】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一による
P147	(追加)	<u>(12) 復旧計画</u> <u>関西電力および関西電力送配電は、設備ごとに被害状況を把握し、復旧計画を策定する。</u>	【関西電力送配電株式会社】 震災対策編との整合
P147	(追加)	<u>(13) 復旧順位</u>	【関西電力送配電株式会社】

頁	修正前	修正後	修正理由
		<p><u>復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。</u></p> <p><u>なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。</u></p>	震災対策編との整合
	第13節 相互協力計画		
	5 地方公共団体（都道府県）との相互協力		
P151	<p>県は、次のとおり協定等を締結している。 【災害時応援協定編 参照】 (中略) (新規)</p>	<p>県は、次のとおり協定等を締結している。 【災害時応援協定編 参照】 (中略)</p> <p><u>・滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定</u></p>	<p>【防災危機管理局】 R6.7.1 に和歌山県と相互応援協定を締結</p>
	8 公共的団体との協力体制		
	(4) 公共機関・民間企業、団体との協力体制		
	カ 物資供給・帰宅困難者支援関係		
P156	(追加)	<p><u>・災害時における物資の調達および供給に関する協定（西日本段ボール工業協会）</u></p> <p><u>・災害時における物資の調達および供給に関する協定</u> <u>（一般社団法人滋賀フードトラック協会・一般社団法人日本キッチンカー経営審議会）</u></p>	<p>【健康福祉政策課】 協定の締結による</p>

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>・災害時における物資の調達および供給に関する協定（株式会社橋本クロス）</u>	
	(追加)	<u>10 応援職員の受け入れ</u>	
	(追加)	<u>県および市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画の修正による
	第19節 要配慮者対策計画		
	第4章 災害復旧計画		
	第1節 公共施設の災害復旧計画		
	2 計画の内容		
	(1) 災害復旧事業の種類		
P171	ア 公共土木施設災害復旧事業計画 (省略)	ア 公共土木施設災害復旧事業計画 (省略)	【近畿地方整備局】 水道の事務処理以外の項目が国土交通省に移管したことにより、公共土

頁	修正前	修正後	修正理由
	(コ) 公園 イ 農林水産業施設災害復旧事業計画 ウ 都市災害復旧事業計画 エ 土一下水道災害復旧事業計画 (省略)	(コ) 公園 <u>(サ) 水道</u> イ 農林水産業施設災害復旧事業計画 ウ 都市災害復旧事業計画 エ 下水道災害復旧事業計画 (省略)	木施設災害復旧事業費国庫負担法に水道が追記された。
	(2) 復旧事業の方針		
P172	カ 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。	カ 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、 <u>水道</u> 、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。	
	第5節 被災者等への支援計画		
	(新規)	<u>第8 災害ケースマネジメント</u>	
P182	(新規)	<u>県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u>	【健康福祉政策課】 国の防災基本計画の変更による